

## 男性の育児休業取得奨励事業実施要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、男性の育児休業取得奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 事業主が、男性労働者に育児休業を10日（勤務を要しない日を除く）以上含む通算14日以上（以下「育児休業」という。）の休業・休日を取得した場合に、奨励金を支給することにより、男性の育児分担など、家族みんなで子育てを支え合う環境づくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）をいう。

#### (2) 育児休業

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、ならびに就業規則または労働協約等（以下「就業規則等」という。）に独自に規定されている育児のための特別休暇をいう。

#### (3) 常時雇用する労働者

2か月を超えて雇用されるものであり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者。

### (支給制限)

第4条 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人に限る。）に対しては、この奨励金は支給しないものとする。

### (支給対象事業主)

第5条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

(1) 県内に本社を有する中小企業者であること。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ていること。

(3) 第6条の規定に該当する労働者がいること。

(対象となる男性労働者)

第6条 奨励事業の対象となる男性労働者は、令和2年4月1日以降に、次の

(1) および(2)に該当する者とする。

(1) 育児休業を10日(勤務を要しない日を除く)以上含む通算14日以上の休業・休日を取得していること。ただし、当該育児休業は、当該育児休業の対象となった子の出生後8週間以降(子の出生日当日を含む58日目以降)に取得していること。

(2) 県内の事業所に勤務していること。

(支給額)

第7条 奨励金の支給は、1事業主当たり1回限りとし、その支給額は以下の通りとする。なお、奨励金の支給は予算の範囲内とする。

休業日数	支給額
通算14日以上28日未満	20万円
通算28日以上	30万円

(支給の申請)

第8条 奨励金の支給を希望する事業主は、男性労働者が第6条第1項(1)の要件を満たした日の翌日(以下「起算日」という。)から2か月以内、または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、男性の育児休業取得奨励金申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 就業規則等(育児休業について規定されているもの)の写し

(2) 一般事業主行動計画の写し

(3) 男性の育児休業に係る子どもの出生の事実を確認できる書類(母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、または子の健康保険証の写し)

(4) 労働者から提出された育児休業取得の申出書の写し

(5) 育児休業を取得した労働者の取得実績が確認できる書類(出勤簿またはタイムカードの写し)

(6) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第9条 知事は、奨励金の支給または不支給の決定をしたときは、男性の育児休業取得奨励金支給決定通知書(様式第2号)または男性の育児休業取得奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第10条 知事は、前条の支給の決定を行ったときは、速やかに第7条に規定する奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、男性の育児休業取得奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。